# 山梨県公衆谷場生施汀条列新日対照表 (第一人来到)(系)

十三・十四 略	十三・十四 略
うに、適当数のコツク又はカラン類を設けること。	うに、適当数のコック又はカラン類を設けること。
十二 常に清浄な上がり場及び上がり水を十分に使用できるよ	十二 常に清浄な上がり湯及び上がり水を十分に使用できるよ
支障ない場所に排出させること。	支障ない場所に排出させること。
とともに、おおいぶたのある排水溝を設け、汚水は、衛生上	とともに、覆い蓋 のある排水溝を設け、汚水は、衛生上
十一 流し場には、汚水の排除を容易にするため勾配をつける	十一 流し場には、汚水の排除を容易にするため勾配を付ける
九•十 略	九・十 略
だし、温泉における壁の高さは、この限りでない。	だし、温泉における壁の高さは、この限りでない。
の高さは、流し場から○・三六メートルを下らないこと。た	の高さは、流し場から○・三六メートルを下らないこと。た
八 浴そうの面積は、四・九五平方メートル以上とし、その壁	八 浴槽 の面積は、四・九五平方メートル以上とし、その壁
七 浴そう及び流し場は、不浸透性材料を用いること。	七 浴槽 及び流し場は、不浸透性材料を用いること。
六 略	六 略
	し、その床は、耐水性の材料を用いること。
五 脱衣場は、天井張りとし、床は、厚板張りとすること。	五 脱衣場は、清掃及び消毒を容易に行うことができる構造と
もつて仕切ること。	もつて仕切ること。
四 脱衣場と流し場との境界は、見とおしのできるガラス戸を	四 脱衣場と流し場との境界は、見通し のできるガラス戸を
な又は箱を設けること。	棚又は箱その他これらに類するものを設けること。
三 脱衣場には、衣類及び携帯品を保管できるかぎのある戸だ	三 浴場内に衣類及び携帯品を安全に保管することができる戸
しのできないよう区画すること。	のできないよう区画すること。
二 脱衣場及び浴室は、男女別にし、双方及び屋外から見とお	二 脱衣場及び浴室は、男女別にし、双方及び屋外から見通し
設けること。	設けること。
一 出入口には、男女の別を表示し、下足だな及びかさ掛けを	一 出入口には、男女の別を表示し、下足棚及び傘掛け を
、次のとおりとする。	、次のとおりとする。
第四条 一般浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は	第四条 一般浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は
(一般浴場の措置の基準)	(一般浴場の措置の基準)
旧	新
	山梨県公衆浴場法施行条例新

る旨の表示をすること。 できる体制を整備するとともに、 浴 者 が 利 用し 場 所 に お い 当 7 該場所に飲用に 飲 料 水を供 給するこ 適

十六 装置を設けること。 便器及び 便所は、 便 男湯、 槽 には、 女湯別に 不 -浸透性: 設 け、 材料 防 を用い 虫 及び 防その設 流水式 0 備 手洗 を

その 浴 浴槽 都度更新すること。 の湯は、 の湯は、 毎 営業中常に満ちているようにすること。 日一 口 以 上 更新し、 特に汚染したとき

浴 槽 は、 伝染性疾患予 防  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$ 薬 品 をも 0 て消 毒 す る

浴槽 温 度計 を備 えること。

2

浴 0 措置 0 基

第五 6  $\mathcal{O}$ 条 これらの で、 各号に掲げる基 の又は蒸気、 基準によりがたい 構造設 の基 個 室を設けない特殊浴場の営業者が 準 基準によらないことができる 備及 は、前条第一 熱気、 準に び営業形態その 場合であつ . つ 温 泉 V 項各号のとおりとす 7 は、 等を組 て、 蒸気若しくは熱気を使用 他 の特 当 別の はみ合わ 該 講じ 各号に定めるときはの理由により、これ る。 せて使用するも なければなら ただ する、次ならな

公衆衛 第十四号まで、 前条第一項 生上特に支障が 第四 第十七号及び第十八号に定め 号、 ないと認め 第七号から第十号まで、 たとき。 る基準 第十二 \_ 号 、 知 から 事 が

る。 前 条第 第 二号 項 第 号 脱 衣場 (出 及び 入口 に男 流 L 女の 場 を 屋 別を表示する 外 か 5 見 通 部 L 分  $\mathcal{O}$ に で限

> +五. 表示をすること。 の飲料水を供給する設備を設け 浴室又は脱衣 室 0 入浴 習るの 利 用 これに飲用に適する旨 Þ す V 場 所 に 筃 所以

十六 装置を設けること。 便器及び便そうに 便所は、男湯、 は、 女湯 例に設め 不 -浸透性: け、 材 料 防 虫 を 用 及 び 防 その 流 派水式の手洗 での設備をし

十七 浴そうの湯は、 営業中常に満ちているようにすること。

は、 そのつど更新すること。 浴そうの湯は、 毎 日一 口 以 上更新し、 特に汚染したとき

十九 浴そうは、 伝染性疾患予防  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 薬 品 を ŧ 0 て 消 毒 す る

<u>二</u> 浴そうごとに、 温 度 計 を備

えること。

<u>二</u> 十

2

特 殊浴場 の措 置 0 基

第 5 t 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 これらの基準によらないことができる。 で、  $\mathcal{O}$ の又は蒸気、 各号に掲げる基準 条 措 置の 基準によりがたい場合であつ 構造設備及び営業形 個室を設けない特殊 基準は、 熱気若しくは 前 12 条第一項各号のとおりとする。 0 V ては、 態その他の特 浴 温 場の営業者 |泉等を組み合わせて使用するも て、 蒸気若しくは熱気を使用する 当該 が講じ 別 路号に の理 なけ 由 に定めるときは田により、これ ただし、 れ ば なら 次な

前 条第 一項第四号、 第七号から第十号まで、 第十

め

る

基

準

知

事

が

公 衆 衛 生 上 特 に 支障 第十七号及び第十八号に定 呼がない と認めたとき。

る。 前 条第 第 二号 項 第 脱 号 衣 出 場 及 入口 てド にに男 浴 室 女の を 別 屋 外 を から 表 示 す 見 る部 لح お 分 0) で限

び女湯 V よう 知 で別に設ける部分に限る。 事が 区 画 公衆衛生上及び風 す る部 分を除 < 紀 上 特に支障がな 及び第二十一号に 第 +六 号 便 いと 所 を 認 定 男 めめ湯

2 第十六号及び第十九号に定めるも  $\mathcal{O}$ 基準は、 個室を設ける特 前 条第一項 殊浴 第六号、 場の 八号、第七号、窓営業者が講じな  $\mathcal{O}$ 0) ほ 第十一 か、 次のとおりとする れ 号、 ば ならな 第十二号、 置

## 一略

二 個室には、浴槽又はシャワー を設けること。

二 浴槽 の湯水は、使用の都度取り替えること。

# 四略

五.

メートル以上の内部を見通すことができる無色透明の 以 ・ニメー 上とし、 を設けること。 個 室  $\mathcal{O}$ トルを底辺として、 出 屝 入 П は、 等を設ける場 縦 • 七 ラメー 縦 〇・三メー 合 は、  $\vdash$ ル 以上 通 路 一横〇・ トル以上横  $\mathcal{O}$ 床面 六メー から高い ガラス さ 1

。 不…には、鍵\_その他これに類するものを付けないこと

# 七~十二 略

構造及び 個 室は 配 個 置とし、 三室 の 出 見 入口から内 通 し を 遮る 部 全 体 物を掲 を見通すことが げ、 又は 置 で か き

十四四 器具は のスイッチで全部 個室内の 備えない 照 明 用 の電 電 燈  $\mathcal{O}$ 燈 点滅 が 点 滅 スイッチは、 で きるも 0) کے 個室外に設 明 暗 け、 調 節

十五 マッサージ台の高さは、〇・五メートル以上とすること

る基準 きな 及び女湯 1 よう区 知 で別に設ける部分に限る。 事 が 画 公衆衛生上及び風紀上 す Ź 部 分を除く。 及 び 特に支障 第 + 第二 六 号 <u>十</u> が な 便 号に立 所 . ك を 認 定 男  $\otimes$  $\otimes$ 湯

第十六号及び第十九号に定めるもののほか、次のとおりとするの基準は、前条第一項第六号、第七号、第十一号、第十二号、個室を設ける特殊浴場の営業者が講じなければならない措置

2

## 略

個室には、浴そう又はシヤワーを設けること。

三浴そうの湯水は、使用のつど取り替えること

### 五 四 個 略

窓 ・二メートルを底辺として、 メートル以上の内部を見通すことができる無色 以上とし、とびら等を設 を設けること。 個 室 の出 入 は、 縦 • ける場合 七 縦〇・三メ ートル は、 以上 通 ] 路 -トル以上は 横〇・ 0 床 透 面 明 から 六 横〇 メー のガラス (の・六 高 さ 1

。 六 とびらには、かぎその他これに類するものを付けないこと

# 七~十二 略

る構造及び 個 室は 配 個 置とし、 室 0) 出 入口 見通しをさえぎる物を から内部全体を見通すことが 撂 又は 置 で

+ 兀 器具は備えないこと。 のスイツチで全部 個室内の照明 用  $\mathcal{O}$ 電 電 燈 0 燈 が 点滅スイツチは、 · 点滅 できるも  $\mathcal{O}$ と 個 室 外 に 明 設 暗 調

十五 マツサージ台の高さは、〇・五メートル以上とすること

十六 浴に必要でない物品を備え付け、又は持ち込まないこと。
六 個室には、マット類、テレビジョン受像機、冷蔵庫等入

十六 浴に必要でない物品を備え付け、又は持ち込まないこと。・六 個室には、マツト類、テレビジョン受像機、冷蔵庫等・ 冷蔵庫等入